



事業所用家屋貸付申告書

(あて先) 郡 山 市 長

年 月 日

建物の所有者	住所（所在地）		申告応答者	部署名	
	氏名（名称）			氏名	
	法人番号			電話番号	

地方税法第701条の52第2項及び郡山市税条例第128条の15第2項の規定により、次のとおり事業所用家屋を貸し付けているので申告します。

所在地	ビル名等	使用者		(共用床面積) 専用床面積
		住所	名称	
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²
				() m ²

備考

注意 記載要領については、裏面を参照してください。

事業所用家屋貸付申告書記載要領

1 「使用者の住所及び名称」の欄には、事業用に借り入れて使用している事業主の氏名及び名称を記載してください。

なお、この場合において申告時点で空室であっても、将来事業用として貸し付ける予定のものについては「未定」と記載してください。

また、この申告義務者の事業所等がその家屋にある場合は、それについても記載してください。

2 「専用床面積」の欄には、各入居者が事業所用に使用している床面積で、廊下、階段、エレベーター、機械室等の他の者と共同して使用している部分(共用部分)以外の部分(以下「専用床面積」という)を記載してください。

3 共用部分は、各専用部分の延べ面積であん分して、「共用床面積」の欄に記載してください。

※ 「共用床面積」は、次の計算式により算出した数値を記載します。

(計算式)

$$\text{建物全体の共用床面積} \times \frac{\text{各貸付部分の専用床面積}}{\text{建物全体の専用床面積}} = \text{各貸付部分に係る共用床面積}$$

(注) 貸付申告をした事項に異動が生じた場合は、その異動が生じた日から1月以内に、その旨を申告してください。(郡山市税条例第128条の15第3項)